

東京 2020 大会豊島区推進本部設置要綱（案）

令和2年2月 日
国際文化プロジェクト
推進担当部長決定

制定 令和2年2月 日

（設 置）

第1条 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の成功に向けて、大会に係る準備等を効果的かつ着実に推進し、職員が一体となって「オールとしま」で取り組んでいくため、東京2020大会豊島区推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）オリンピック聖火リレー及びパラリンピック聖火リレーに関すること。
- （2）池袋西口公園でのライブサイトに関すること。
- （3）東京2020大会の気運醸成に関すること。
- （4）ホストタウン交流事業に関すること。
- （5）前4号に掲げるもののほか、東京2020大会の推進に関し必要な事項に関すること。

（構 成）

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長の職にあるものとし、本部を総理する。
- 3 副本部長は、副区長及び教育長の職にあるものとし、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、文化商工部を担当する副区長である副本部長、都市整備部を担当する副区長である副本部長、教育長である副本部長の順序により、その職務を代理する。
- 4 本部員は、別記1の職にあるものとする。
- 5 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させることができる。

（部 会）

第4条 東京2020大会を推進するため、本部に部会等を設置することができる。

- 2 部会は部会長、副部会長、部会員をもって組織する。
- 3 部会長、副部会長、部会員は本部員及び関係課長のうちから本部長が指名する。
- 4 部会には、本部員のほか、部会長が必要と認める者を参加させることができる。

(庶務)

第5条 本部及び部会の庶務は、文化商工部学習・スポーツ課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部及び部会の運営に必要な事項は、本部長が定める。

附則 この要綱は令和2年2月 日から施行する。

2 この要綱は、令和3年3月31日限りで廃止する。

別記1（第3条関係）

政策経営部長

企画課長

多文化共生推進担当課長

財政課長

国際アート・カルチャー都市推進室長

広報課長

情報管理課長

総務部長

危機管理監

総務課長

人事課長

防災危機管理課長

危機管理担当課長

治安対策担当課長

区民部長

区民活動推進課長

地域区民ひろば課長

文化商工部長

生活産業課長

文化デザイン課長

東アジア文化都市推進担当課長

劇場運営担当課長

Hareza 池袋総合技術担当課長

文化観光課長

マンガ・アニメ活用担当課長

マンガの聖地としまミュージアム担当課長

学習・スポーツ課長

東京オリンピック・パラリンピック連携担当課長

図書館課長

環境清掃部長

保健福祉部長

健康担当部長

福祉総務課長

高齢者福祉課長

障害福祉課長

池袋保健所長

子ども家庭部長

子ども若者課長

都市整備部長

地域まちづくり担当部長

建築担当部長

土木担当部長

土木管理課長

都市計画課

公園緑地課

公園計画特命担当課長

会計管理室長

教育部長

庶務課長

指導課長

選挙管理委員会事務局長

監査委員事務局長

区議会事務局長